

厚生労働大臣の定める施設基準に係わる届出・承認事項一覧

項目	届出・受理年月日	届出・受理番号	基準(内容の概略)
障害者施設等入院基本料 入院基本料10:1 2病棟 100床 (ひばり病棟 40床) (杉の子病棟 60床)	平成22年4月1日	(障害入院)第29号	*当センターは児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設です。 *当センターは、1日に30人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、センター全体における時間帯毎の配置は次のとおりです。 8:30～17:15 看護職員1人あたりの受持患者数は 3人以内です。 17:15～0:30 看護職員1人あたりの受持患者数は 8人以内です。 0:30～8:30 看護職員1人あたりの受持患者数は 8人以内です。
特殊疾患入院施設管理 加算	平成22年4月1日	(特施) 第30号	*重度の肢体不自由児が主として入院しているひばり病棟で承認を受けています。
運動器リハビリテーション(I)	平成22年4月1日	(運I) 第 9号	*運動器リハビリテーションの経験を有する専任の医師が1名以上勤務しています。 *常勤理学療法士及び作業療法士を併せて2名以上常勤職員として配置しています。 *治療・訓練に必要な器具を配置しています。
障害児(者)リハビリテーション	平成22年4月1日	(障) 第 5号	*専任の常勤医師が1名以上勤務しています。 *専従の常勤理学療法士又は作業療法士が2名以上勤務しています。
入院時食事療養(II)	平成18年4月1日	(食)第5号	*入院患者について基準による食事を提供しています。
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	平成22年4月1日	(通手) 第94号	*手術を受ける全ての患者に対して、当該手術内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者から要望があった場合、その都度手術に関して十分な情報提供をします。 内反足手術等(区分3 オ)を行っておりますが、平成24年の実施件数は2件です。
褥瘡患者管理加算	平成22年4月1日	(褥) 第89号	*専任の医師と褥瘡看護に関して5年以上の経験を有する専任の看護師が勤務しています。 *褥瘡対策に必要な体圧分散マットレス等を整備しています。
療養環境加算	平成22年4月1日	(療) 第48号	*病室の面積は、1病床あたりひばり病棟9.05㎡、杉の子病棟12.39㎡です。
CT撮影及びMRI撮影	平成24年4月1日	(C・M)第73号	*4列以上16列未満のマルチスライス型CT装置を設置しています。
クラウン・ブリッジ維持管理料	平成22年4月1日	(補管)第683号	*補綴物を装着した患者に対して、維持管理を行う体制を整えています。
酸素の価格の届出	平成24年4月1日	(酸素)第3711号	
屋内禁煙等が算定要件となる入院基本料等加算及び医学管理等			*当センターは、敷地内・屋内とも全面禁煙としています。